

「建築設備設計・施工上の運用指針 2025年版」講習会 参加者からの質問への回答

- ・法令等は令和7年10月31日時点で施行済の内容としています。
- ・お寄せいただきましたご質問のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ・掲載しなかったご質問等についても、今後の改訂に当たり、参考にさせていただきます。

令和8年2月6日時点

No.	頁	項目	該当箇所	質問	回答
1	P6	1-3 給排水管等の防火区画等の貫通について	図1-3-1法的な体系	耐火二層管は、令第129条の2の4第1項第七号口と同号ハの双方に位置付けられていますが、口の告示が適用できず、ハの大臣認定を用いることになるのは、どのような場合ですか。	管が貫通する床又は壁の仕様が表1-3-7に該当しないなど、平12建告第1422号で定める条件を満たさない場合が考えられます。
2	P6	同上	図1-3-1法的な体系	耐火二層管について、令第129条の2の4第1項第七号口を適用できる場合には、ハに基づく大臣認定工法で求められている「立管をすべて耐火二層管とする一体施工」の条件はなく、貫通部から両側1mのみを耐火二層管とすればよいと理解してよいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、施工方法の詳細については、耐火二層管協会が発行するマニュアルをご参照ください。
3	P8	同上	表1-3-2	表1-3-2に記載されている配管であっても、肉厚が不足しているものについては、実質的には使用できないと理解してよいでしょうか。 例えば、給水管の2時間耐火構造について、肉厚6.6mm以上の欄に「90mm (75)」と記載があるが、VP75の肉厚は5.5mmなので使用不可となるのでしょうか。若しくは、肉厚5.5mm以上の欄に記載があることから使用してもよいのでしょうか。	表1-3-2の取り扱いは、従前と変更はありません。給水管の2時間耐火構造については、肉厚5.5mmのVP75は使用することができますが、所定の肉厚に満たないものは使用できません。 なお、表1-3-2の()書きの呼び径のうちJISに規定のないものの掲載があるため正誤表により対応いたします。
4	P232	7-1 避雷設備の基本的な考え方について	(3) 改正された平12建告第1425号の取り扱い	旧基準である「JIS A4201-1992」、「JIS A4201-2003」で建築確認済証が交付された後、建築物の工事着手が改正告示附則で示されている令和8年3月31日までにできなかつた場合の取扱いはどうすればよいか。	当該建築物が工事着手する前までに、計画変更手続きを行い、「JIS Z 9290-3-2019」に適合していることを確認する必要があります。
5	P234	7-2 JIS Z 9290-3-2019に規定する外部雷保護システムで計画する場合の取り扱いについて	(1) 受雷部を必要とする領域・・・図7-2-1(a)の(H≤60mの場合)について	高さ60m以下の建築物については、側壁への落雷を考慮する必要はありませんが、ただし書きに示されるとおり、図7-2-1(a)のように屋根全体を保護することが前提となります。 これに関し、例えば屋根の四周にコンクリートのバラベットを設け、図7-2-6(b)のようにバラベット上部に受雷部導体を設置する場合、受雷部導体から外側の縁部が未保護になりますが、このような構成であっても屋根全体を保護しているとみなす受雷部の設置は省略してもよいでしょうか。	受雷部導体より外側の縁部は、完全に保護範囲内に入るよう回転球体法、メッシュ法、保護角法のいずれかの手法により建築物等に受雷部を配置し保護する必要があります。
6	P234	同上	(1) 受雷部を必要とする領域・・・「*バルコニー、展望台などをいう」について	「建築物等では高さ60m以下の側壁へ落雷する確率は十分に低く、側壁への落雷を考慮する必要はないが、屋根及びバルコニー、展望台などの突出部は、選定したLPSのクラスに従って保護する。」と記載されています。 これについて、高さ60m以下の集合住宅において、高さ20mを超える部分に設けられたバルコニーは、受雷部の設置が必要になると理解してよいでしょうか。	バルコニーは、完全に保護範囲内に入るよう回転球体法、メッシュ法、保護角法のいずれかの手法により建築物等に受雷部を配置し保護する必要があります。
7	P241	同上	(5) 保護角法、の上行から5行目	「屋上面に関しては、その部分を基準面の地表面とみなし」とあります。その考え方について教えてください。 避雷針よりも建物外周部に向け角度α2で線を下ろしていくときに屋根面に線が当たる範囲については、角度α2ではなく角度α1でいいのでしょうか。	図7-2-9を参照してください。
8	P243	同上	(6) 引下げ導線システムについて	「引下げ導線システムは、図7-2-10に示す建築物の構造体などを利用する方法と図7-2-11に示す受雷部システムと接地極システムを直接導体を用いて接続する方法があり、後者の引下げ導線は、被保護建築物等の外周に沿って表7-2-7に示す平均間隔以内に受雷部から垂直方向に配置する。」と記載されていますが、前者の「建築物の構造体などを利用する方法」について、表7-2-7に示す平均間隔の規定は、鉄筋等により確保されているものとみなし、適用されないと理解してよいでしょうか。	構造体を利用した引下げ導線であっても、表7-2-9に適合する鉄筋等が、表7-2-7に示す平均間隔以下に配置されている必要があり、この間隔を超える場合には、導体を追加するなどの対策が必要となります。
9	P252	7-4 工作物に設ける避雷設備について	工作物に設ける避雷設備について	例えば、建物高さが19.9mで、屋上に工作物を設けることによって全高が20mを超える場合、避雷設備の設置は必要となるのでしょうか。	貴見のとおりです。
10	P286	第9章 その他	—	2024年版では「9-2 建築設備単独での建築確認申請」という解説項目がありました。2025年版ではこの項目が削除されています。この理由をご教示ください。	建築設備（昇降機を除く）で法第87条の4の手続きが行われていない実態と法第6条第1項が令和7年4月1日改正され施行されたため、総合的に判断し削除しました。
11	P287	第9章 その他	—	2024年版では「9-4 懸垂物安全指針について」という解説項目がありました。2025年版ではこの項目が削除されています。この理由をご教示ください。	懸垂物安全指針・同解説（1990）が、刊行されてから35年間、更新・改訂が行われていないなどの実態を踏まえ、改訂WGで検討し削除しました。